

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 規約

平成 28 年 1 月 22 日

(名称)

第 1 条 この委員会は、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第 2 条 委員会は、平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、再発防止策等について専門的見地から検討することを目的とする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行にあたる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、観光庁の協力を得て、国土交通省自動車局が行う。

(関係者からの意見聴取)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第 7 条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 委員会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 委員会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

委員一覧

安部 誠治	関西大学社会安全学部教授
稲垣 敏之	筑波大学副学長・理事
上杉 雅彦	(公社) 日本バス協会会長
植竹 孝史	(一社) 全国旅行業協会東京都支部運営委員
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
興津 泰則	(一社) 日本旅行業協会国内・訪日旅行推進部長
河野 康子	(一社) 全国消費者団体連絡会事務局長
酒井 一博	(公財) 大原記念労働科学研究所所長
住野 敏彦	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
松田 英三	運輸審議会委員
三浦 雅生	弁護士
水野 幸治	名古屋大学大学院工学研究科教授
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科教授
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授

(五十音順、敬称略)